

資料2

熊本県からの報告について

- (1)国民健康保険事業の現状と課題
 - (2)保険料水準の統一に向けたロードマップ(素案)
 - (3)都道府県別特定健診受診率・特定保健指導実施率
 - (4)データでみる県の課題
- 【参考】国保事業費納付金及び標準保険料率の算定の仕組み

国民健康保険事業の現状

- 平成30年度（2018年度）の国保の制度改革以降、事業運営は、概ね順調に進んでいる。
- 財政面では、県の国保特会において、これまでのところ一般会計からの法定外繰入や財政安定化基金による補填等も生じておらず、円滑に推移している。
- 一人当たり医療費が高い傾向にあるため、引き続き、医療費の適正化に取組むとともに、国保財政の安定化に取り組んでいく必要がある。
- 市町村との関係においても、平成30年度から、県が国保事業費納付金を徴収し、それらを財源に、保険給付費等を交付する仕組みとしているが、順調に行っている。

(参考) 本県における国保医療費等の状況

1 医療費水準が高い

1人当たり医療費 (R2) 42.2万円

(全国11位、全国平均37.0万円)

【県内格差】 約2倍

2 保険料（税）の収納率が低い

収納率 (R2) 93.89% (全国34位、全国平均93.69%)

【県内格差】 8.76ポイント (%)

3 所得水準が低い

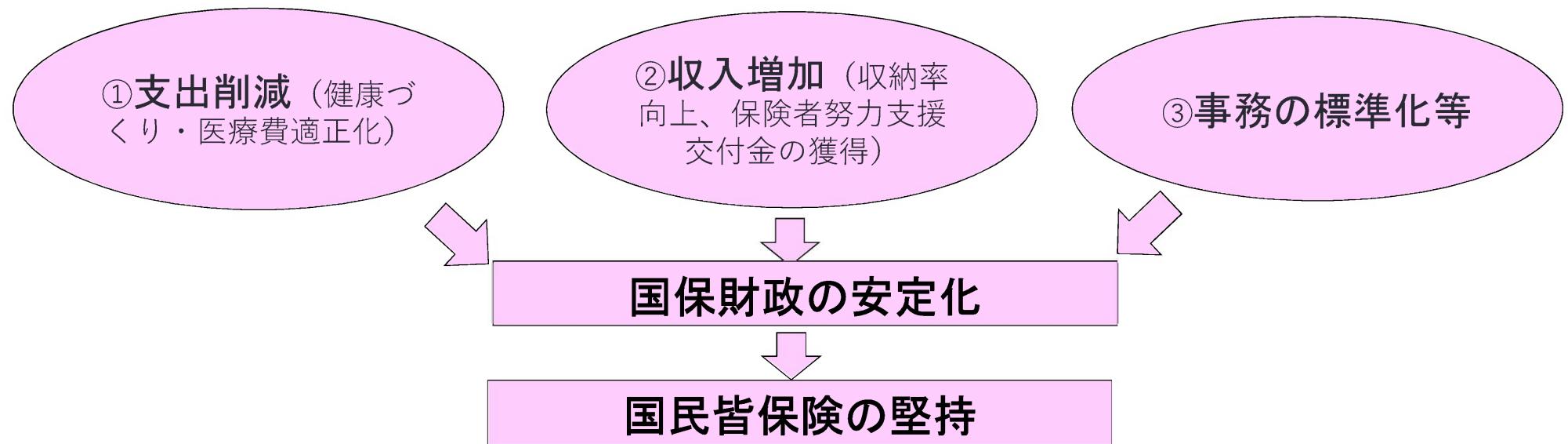
1人当たり所得 (R2) 67.1万円

(全国38位、全国平均89.0万円)

【県内格差】 約2.1倍

課題

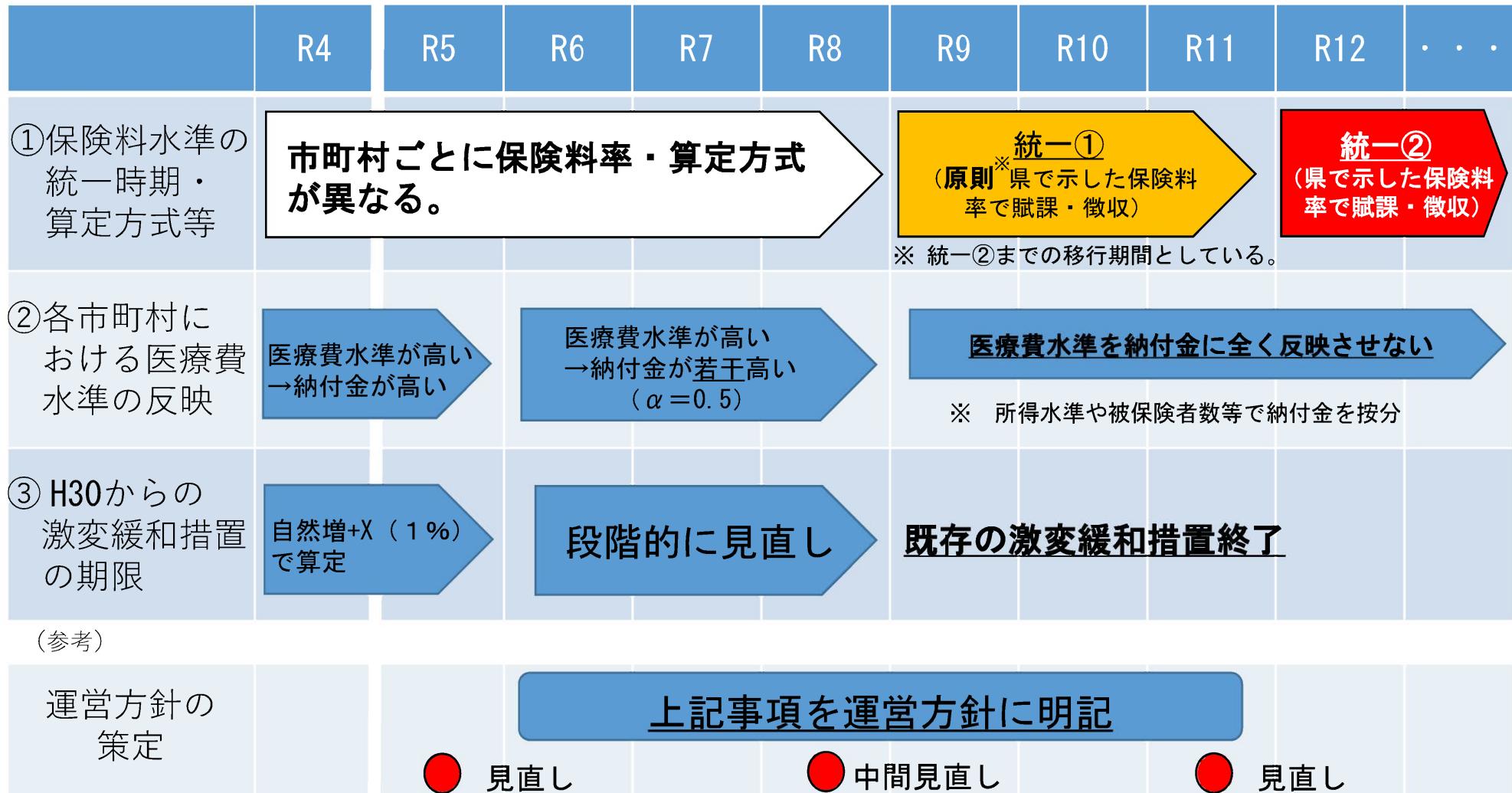
- 国保財政の安定化を図り、国民皆保険を堅持するために、以下の取組みを推進することが必要。



【主な課題】

- ・ 医療費適正化、保健事業の更なる推進
- ・ 収納率の向上
- ・ 新型コロナウィルス、災害への対応（例：特定健診・保健指導の実施、一部負担金の減免（財政支援）等）
- ・ 県内市町村の保険料水準の統一に向けた議論の推進

保険料水準の統一に向けたロードマップ (素案概要)



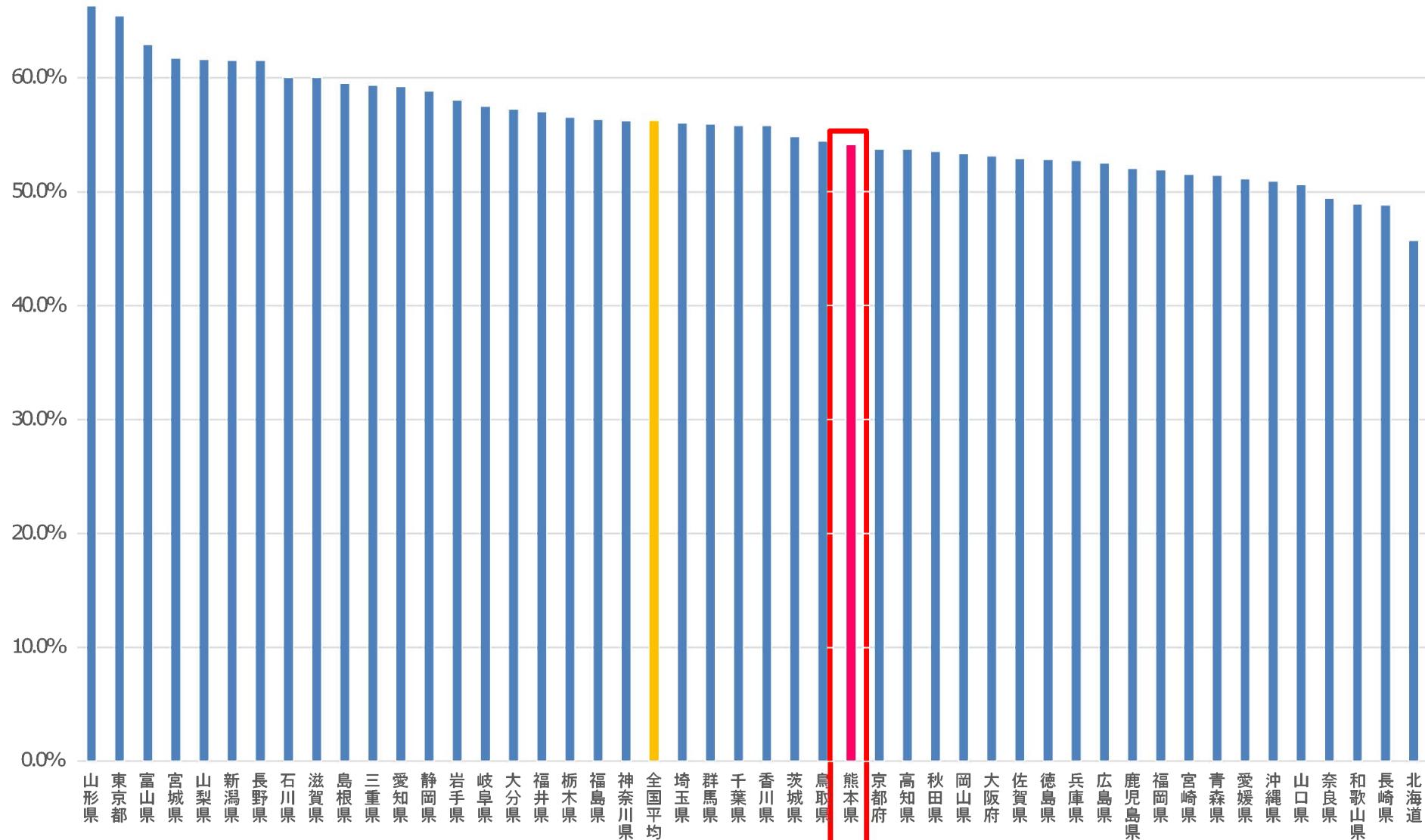
※上記ロードマップは、毎年度必要に応じ、市町村と協議した上で見直す場合がある。

令和3年度(2021年度)都道府県別特定健診受診率

厚生労働省ホームページ:特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ

・本県の特定健診受診率は51.2% 全国28位 (全国平均53.1%)

70.0%

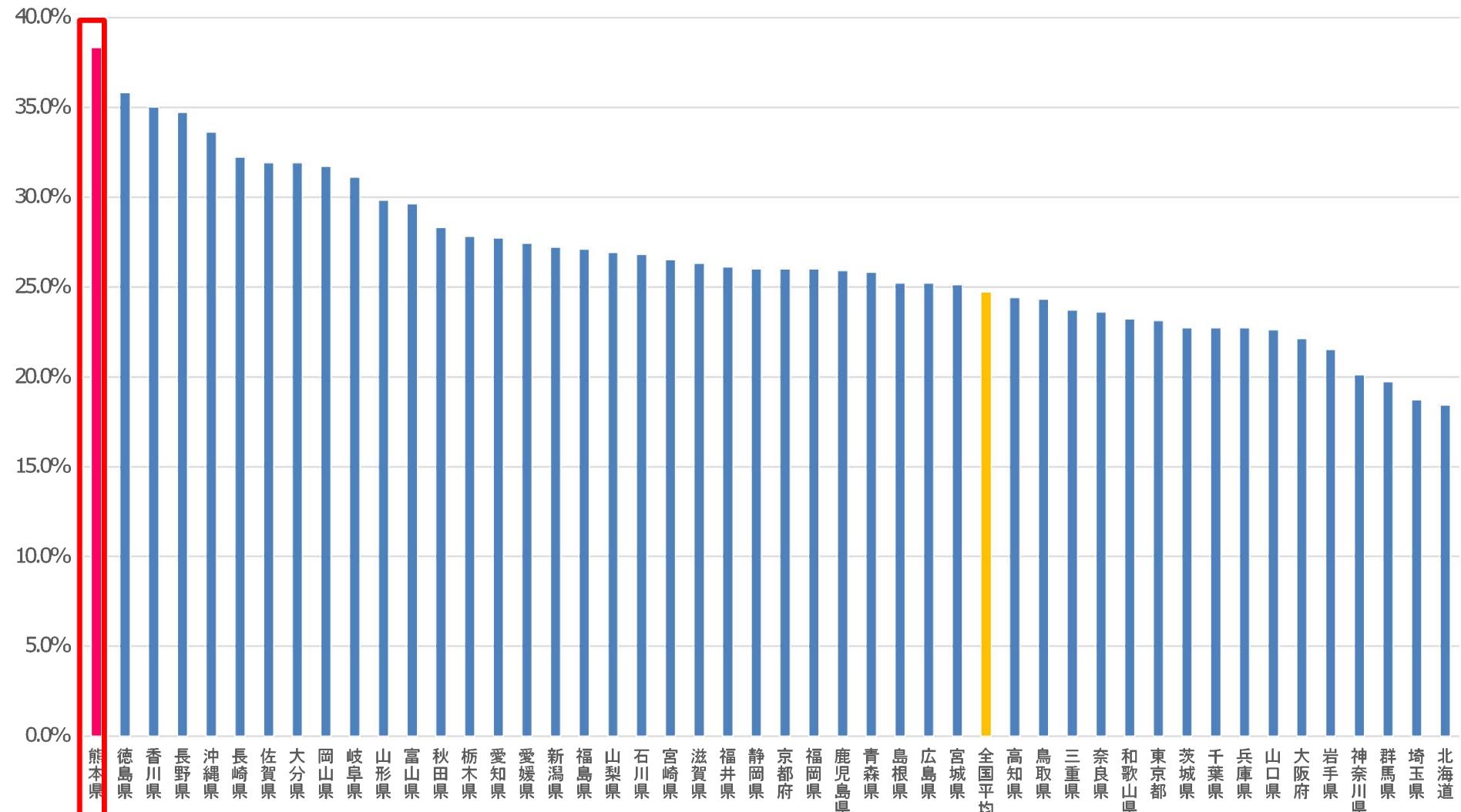


令和3年度(2021年度)都道府県別特定保健指導実施率

厚生労働省ホームページ:特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ

・本県の特定保健指導実施率は38.3% 全国1位 (全国平均24.7%)

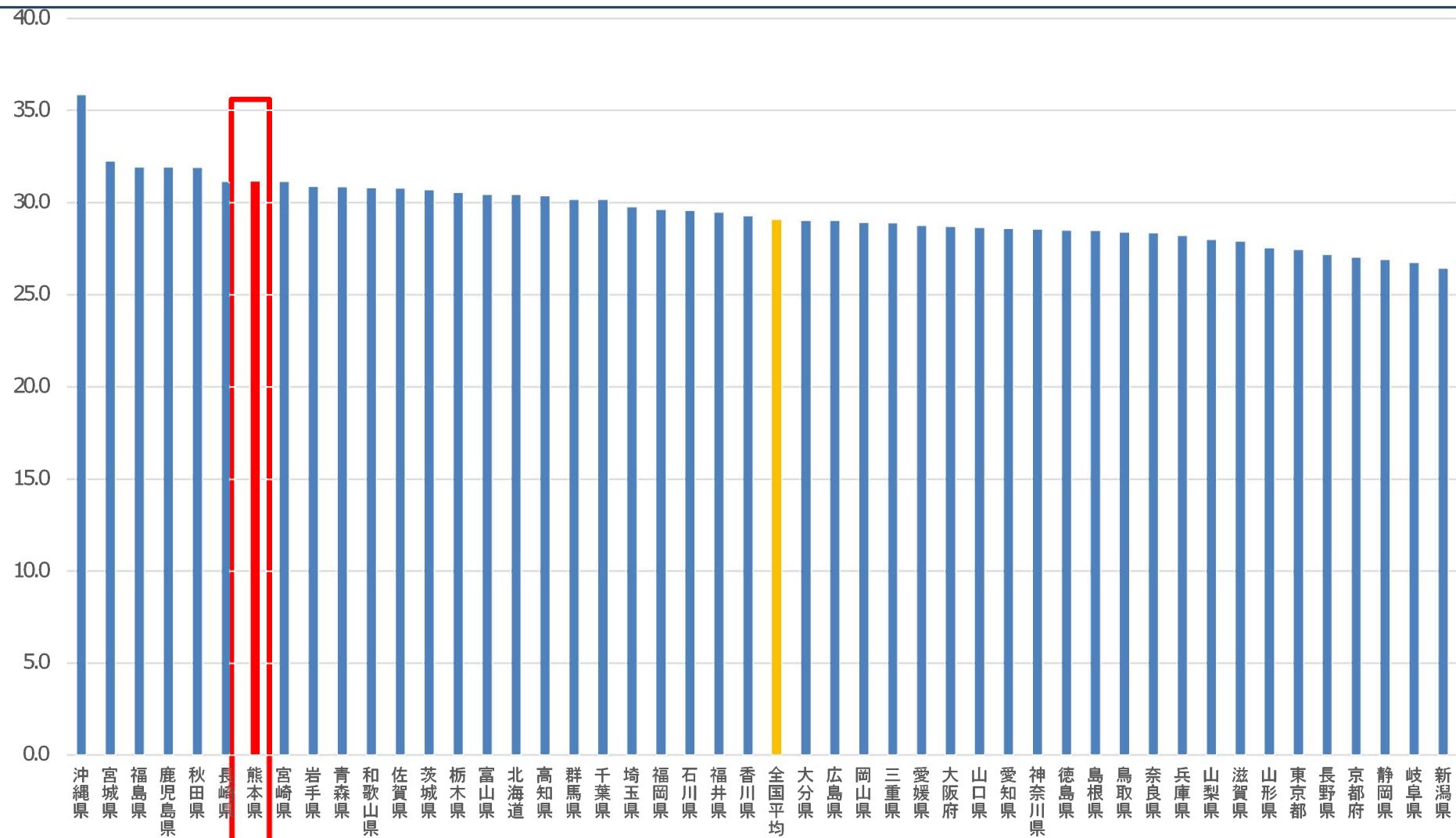
45.0%



令和3年度(2021年度)メタボリックシンドrome予備群者+該当者割合

厚生労働省ホームページ:特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ

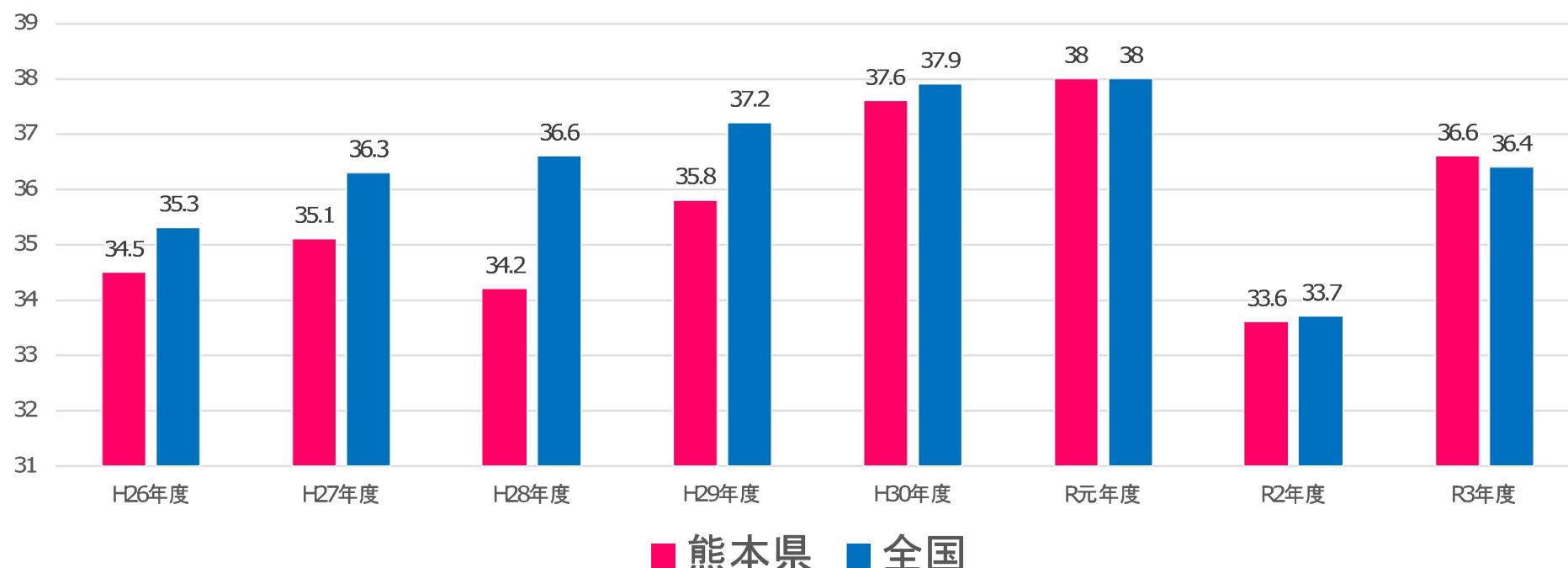
- 本県のメタボリックシンドrome予備群者+該当者割合は31.1%
全国ワースト7位（全国平均29.1%）



本県の市町村国保 特定健診受診率

令和元年度から令和2年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村国保の特定健診受診率は県平均4.4ポイント減少し、いまだ回復していないことから、県民の健康状態の悪化が懸念されている

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
熊本県	34.5	35.1	34.2	35.8	37.6	38.0	33.6	36.6
全国	35.3	36.3	36.6	37.2	37.9	38.0	33.7	36.4



出典: 特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ(厚生労働省)
国保中央会速報値

データで見る本県の課題

○R2~4年度、産官学で構成された「人生100年くまもとコンソーシアム」で、データ分析に基づいた真の健康課題を探った。

○市町村支援のためのデータ分析を行い、市町村が進めていく保健事業の提案を行った。

○コンソーシアムの運営を熊本県総合保健センターへ委託

課題疾患

- ① 循環器疾患
- ② 精神・神経疾患
- ③ 骨折
- ④ 糖尿病

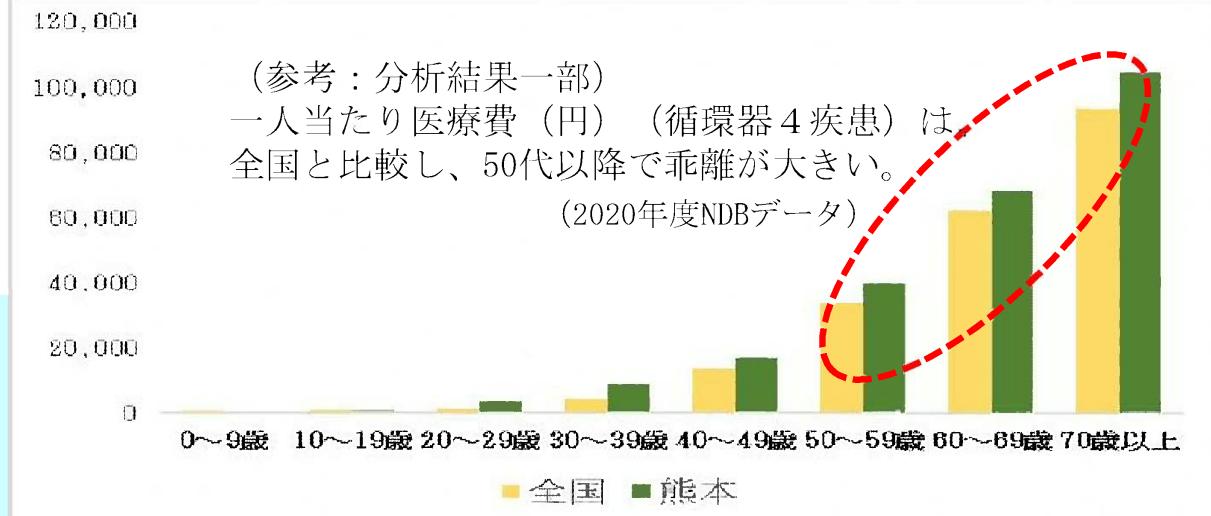
の医療費・患者数が全国より 多

全体課題

- ・メタボ該当者・予備群の割合 多
- ・健診有所見者（空腹時血糖100mg/dL、HbA1c5.6以上、腹囲）の割合 多
- ・特定健診・歯周疾患検診受診率 低

特に
40～50代
が課題

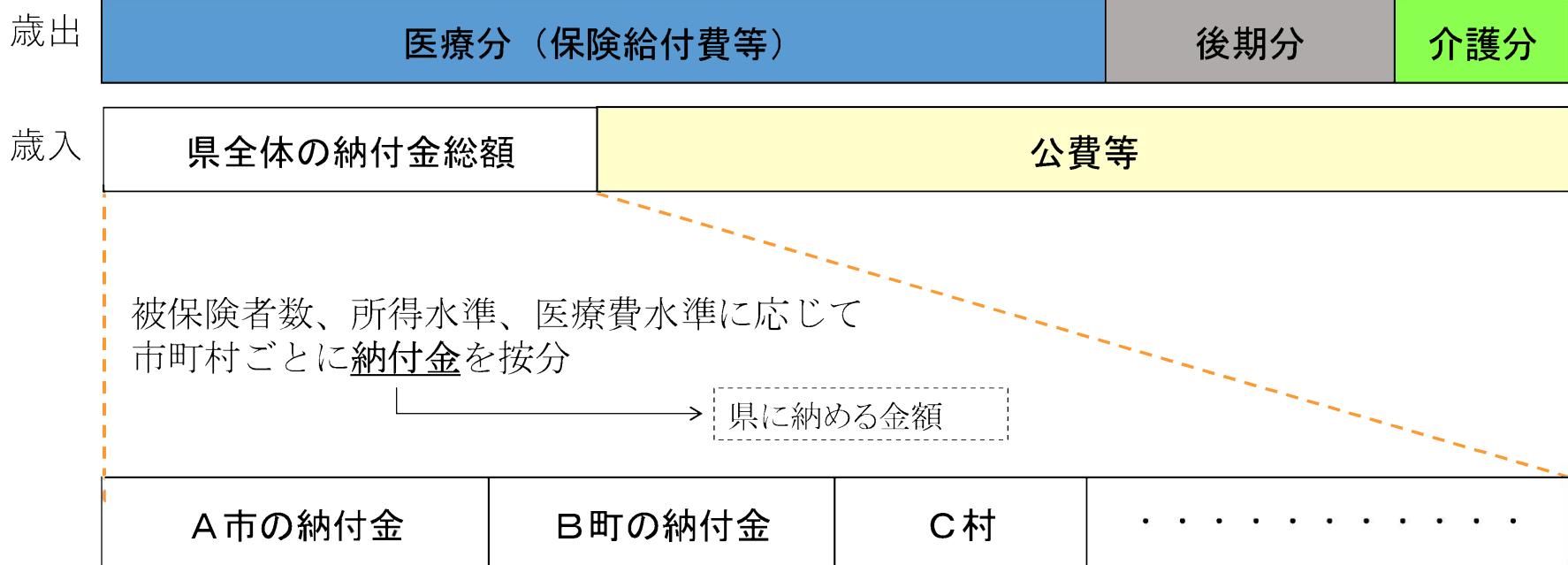
若い世代も含め、社会全体で連携して取り組むことが重要



(参考) 国保事業費納付金及び標準保険料率の算定の仕組み

【国保事業費納付金の算定】

※県全体の見込額を推計



【標準保険料率の算定】

- 各市町村の納付金に、市町村の独自支出（保健事業等）を加算及び市町村に交付される公費（特別調整交付金等）を減算し、「標準保険料率の算定に必要な保険料総額」を算定

これを被保険者数で割ったものが、
「1人当たり保険料」 ⇒ 公表(2月)

- 県は、被保険者数、所得総額、収納率等を用いて、納付金を賄うための標準的な保険料率（**「標準保険料率」**）を市町村ごとに算定 ⇒ **公表(3月下旬)**

- 市町村は、1人当たり保険料等を参考に、実際の保険料（税）率を決定し、賦課・徴収